

専決処分の報告について

燕市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

燕市後期高齢者医療に関する条例(平成20年燕市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。